

グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS) GIPS2010年改訂 The Final Update GIPS2011年へのステップ (公正価値と標準偏差)

(GIPS Standards Annual Conference, 29-30 September 2010 San Francisco)

このブローシュアの内容につきましては、2010年9月29日～30日にサンフランシスコで行われたGIPS Standards Annual Conferenceに基づき作成しています。

2011年1月1日発行基準のポイント

■ 公正価値による評価

2011年1月1日以降の運用実績について、ポートフォリオは公正価値の定義およびGIPS評価原則に従って評価する。

■ 3年間の年率換算した事後的な標準偏差を開示

2011年1月1日以降を期末とする期間の運用実績については、コンポジットおよびベンチマークについて、3年間の年率換算した事後的な標準偏差を月次リターンを使用して提示する。

関数は特に定めないが、たとえば、エクセルの“STDEV”や“STDEVP”が考えられる。また一旦定めた関数は継続的に用いる。

2011年1月1日以降に期末が来る期間に適用すべき事項

- コンポジットの定義において十分な情報を提示する。
Question: 十分な情報とは？
- 重大なキャッシュフローの定義と大きなキャッシュフローの定義に関する事項。
Question: “重大な”と“大きな”違いは？
- 顧客資産の実在や所有権を確保するための施策を会社の方針および手続に文書化する。
Question: 実在を確かめる方法とは？
- 1年に満たないリターンは、期間リターンを提示し、年率換算してはならない。
Question: 期間リターンはどう提示するのか？
- GIPS準拠表明において、準拠証明文は準拠されている場合に限り要求され、準拠提示資料のなかで表明する。
Question: どういう表現が適切か？
- ベンチマークの概略を提示しなければならぬ。
Question: 具体的に何を提示しなければならないのか？
- リスクに関して十分な内容の説明および開示が必要とされる。
Question: 何を提示すればよいのか？
- フィー(運用報酬)控除後リターンを提示する場合には、フィーの種類・取扱いを明確に開示する。
Question: ハンドルフィーとは？
- 会社を再定義する際は、「投資意思決定プロセスの維持」が要件となる。
Question: どんな要件を満たせばよいのか？

(注) 今後リスクに関するガイダンスステートメントが公表される予定です。

よくある質問

Q:コンポジットの定義における十分な情報とは？

A:コンポジットは、一任契約、投資目的または投資戦略に従って定義し、その定義に合致するすべてのポートフォリオを組み入れるのに十分なものである必要があります。コンポジットの戦略等を明確にするために必要な「リスク」については説明が必要となる場合があります。

Q:「重大」と「大きな」の違いは？

A:キャッシュフローにおいて、「重大」とは、一時的に一任による運用ができないため除かなければならないようなキャッシュフローをいい、「大きな」とは、ポートフォリオを再評価しなければパフォーマンスに歪みが生じるレベルをいいます。

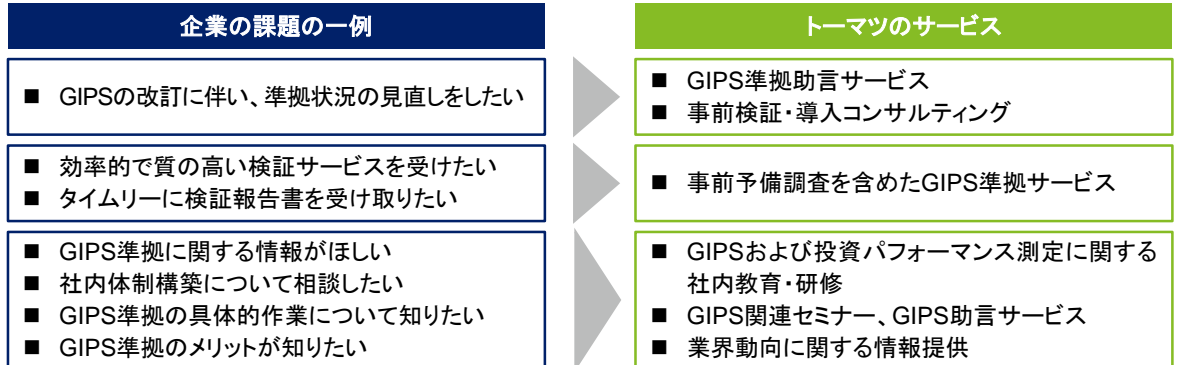
Q:ベンチマークの概要はどうか開示する？

A:ベンチマークの名前、投資戦略、仕組み、特徴だけでなく、合成したベンチマークの場合は、その構成要素、ウエイト、リバランスの方法を開示します。また、変更をした場合は、変更の日付、概略、理由を開示しなければなりません。

Q:リスクに関する説明は何か必要？

A:レバレッジ、デリバティブ、およびショートポジションの存在、使用および程度について、それらが重要である場合には、当該金融商品の使用頻度、特徴等を説明し開示しなければなりません。

トーマツのサービス



検証プロセス



トーマツは、GIPSおよび資産運用の実務に精通したメンバーによる専門チームが、Deloitteの全世界に広がるメンバーファームと連携したグローバルな体制で効率的で質の高いサービスを提供します

お問い合わせ

有限責任監査法人トーマツ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル

Tel: 03-6213-1162, 1163 Fax: 03-6213-1186

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

50 Making another half century of Impact
Deloitte Tohmatsu デロイト トーマツ 50周年 次の50年へ



IS 669126 / ISO 27001